

広島県公安委員会告示第 76 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 29 年 10 月 10 日

広島県公安委員会

委員長 深 田 成 子

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 ( 住 所 )	製造業者名 ( 住 所 )
7S1063	告示の日 (平成29年10 月10日)から 3年間	回胴式遊 技機	ドリームクルーン /GX	株式会社オーイズミ 代表取締役 大泉 秀治 (神奈川県厚木市中町二丁 目7番10号)	左同